

社長のためのお勉強

平成 28 年 12 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

登記申請には「株主リスト」の添付が必要です

商業登記規則の改正により、平成 28 年 10 月 1 日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の一定の登記申請に際して、「株主リスト」の添付が義務付けられています。

◆株主リストの添付が必要となる場合

登記事項につき、株主総会の決議（種類株主総会の決議）等が必要な場合

◆株主リストの記載事項（記載例は法務省 HP で公開されています。）

- ・ 議決権数の上位 10 名の株主
 - ・ 議決権割合が 3 分の 2 に達するまでの株主
- のいずれか少ない方の株主について、

- ・ 氏名又は名称
- ・ 住所
- ・ 株式数（種類株式の種類及び数）
- ・ 議決権数
- ・ 議決権割合

を記載し、代表者が証明する必要があります。

適正なリストの添付が無い場合、登記申請の却下事由に該当し、申請が却下されることが考えられますので注意が必要です。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください